

庄原市行政評価シート

平成 24 年度評価

最終承認	全庁会議	外部評価	市民意見聴取	企画課確認	担当課評価	
市長承認済	承認済	審議済	募集済	確認済	評価済	

平成24年度試行回数 実施期間 平成 21 年度 ~ 平成 26 年度 (終期の設定のない場合は、終期を空白)

事務事業名	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	担当課	環境政策課
		記入担当者	下元 優

長期 総合 計画	大コード	03	自然との共生で暮らしが輝くまち(環境・基盤・定住)			
	中コード	01	循環型社会の構築			
	小コード	04	新エネルギーの利用促進			
予算 事業	会計	01	一般会計	目	05	環境衛生費
	款	04	衛生費	事業	2402	地球温暖化対策推進事業
	項	01	保健衛生費			

事業の対象者	市内の住宅にシステムを設置する者(借家人を含む。)又は市内にシステムが設置された住宅を購入する者
根拠法令	庄原市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成24年庄原市告示第28号)

実施目的	環境にやさしい自然エネルギーの積極的な利用を促進することで、地球温暖化防止及び環境保全に対する意識醸成を図り、併せて地域経済の振興を図る。
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/life/post-115.html
実施手段	予算の範囲内において補助金を交付する。
事業の 制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者は、市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する者(借家人を含む。)又は市内に住宅用太陽光発電システムが設置された住宅を購入する者 ・補助額は、太陽電池モジュール1kWあたり35,000円(4kW、140,000円を上限とする。) ・太陽電池モジュールの総出力が10kW未満のものであること。 ・世帯員全員が市税、納付金等を滞納していないこと。 ・電力会社と余剰電力の需給契約を締結するもの ・市内業者と施工の契約を行うこと。

(年次計画)

	計 画	実 績
全体 計画		
平成 22 年度		交付件数 126件 交付額 21,997千円
平成 23 年度		交付件数 107件 交付額 18,727千円
平成 24 年度		交付件数 84件 交付額 11,079千円
平成 25 年度	交付件数 80件 交付額 11,200千円	
平成 26 年度	交付件数 80件 交付額 11,200千円	

現状と課題	本補助制度は、「自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、余剰電力の需給契約を締結するもの」を対象としているが、国の制度が全量買取制度に変更されたため、利用者にとって本補助制度利用の優位性がなく、かつ、全量買取制度により助成の必要性に疑問が生じている。
前回の評価を受けて改善を行った事項	

事務事業名	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	担当課	環境政策課 下元 優
-------	---------------------	-----	---------------

(インプット指標) 投入量

(千円)

計 画	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計	備考
事業費内訳	補助金				11,200	11,200	22,400	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
事業費計	0	0	0	0	11,200	11,200	22,400	
財 源	国県補助金						0	
	地方債						0	
	その他						0	
	一般財源	0	0	0	0	11,200	11,200	22,400

実 績	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計	備考
事業費内訳	補助金		21,997	18,727	11,079		51,803	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
事業費計	0	21,997	18,727	11,079	0	0	51,803	
財 源	国県補助金		4,690	4,620			9,310	広島県住宅用太陽光発電システム等
	地方債						0	普及促進事業補助金(~H23)
	その他						0	
	一般財源	0	17,307	14,107	11,079	0	0	42,493

(アウトプット指標) 実績

NO.	指標名称	単位	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計
指標 1	補助金交付件数	目標	件				80	80	160
		実績		70	126	107	84		317
指標 2		目標							0
		実績							0
指標 3		目標							0
		実績							0
指標・目標の設定基準									

(アウトカム指標) 成果

NO.	指標名称	単位	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計
指標 1	年間の温室効果ガス削減量	目標	t				163	163	327
		実績		143	362	349	276		987
指標 2		目標							0
		実績							0
指標 3		目標							0
		実績							0
指標・目標の設定基準									

事務事業名		住宅用太陽光発電システム設置事業補助金			担当課	環境政策課 下元 優		
分析シート								
分析項目		全庁分析	外部分析	市民意見	担当課分析	上段:市民意見 下段:評価委員の分布		
必要性			E	D	E	市民意見 A:4 B:0 C:0 D:5 E:4 評価委員 A:0 B:0 C:0 D:1 E:4		
詳細	日常生活に必要な設備ではない。							
S	国・県の法令等(市条例を除く。)により実施する義務がある。(個別規定による努力義務規定を含む。)							
A	市民生活に不可欠な事業である。又は市民の安全安心に関わる事業である。							
B	市民の生活維持に必要な又は行政内部処理上、必要な事業である。							
C	市民生活に直接の影響はないが、市の発展に寄与する事業である。又はどちらともいえない。							
D	この事業を終了しても市民生活に、重大な支障は生じない。							
E	この事業を終了しても市民生活に、支障は生じない。又は必要が極めて薄い事業である。							
認知度			C	A	A	内容も詳しく知っている 4	制度があることは知っている 6	制度の存在も知らない 3
詳細	国の補助制度もあることから、広く認知されている。 評価委員 A:0 B:1 C:4 D:0 E:0							
A	事業対象者以外の市民にも広く制度内容が認知されている。							
B	Cの要件かつ事業対象者には、正確に認知されている。							
C	事業対象者以外の市民が詳しい内容は認知されていないが、制度があることは認知している。							
D	事業対象者の一部にしか認知されていない。							
E	ほとんど認知されていない。							
有効性			D		D	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:0 B:0 C:0 D:3 E:2		
詳細								
A	最終目標を達成するため、改善の余地がないほど有効性のある事業である。							
B	市民に対し、具体的な説明ができるような成果があがっている。							
C	一定の効果はあり、今後も有効性が保てる事業である。							
D	時勢の変化により、有効性が薄れてきている。又は他の実施手法を含め検討する必要がある。							
E	直ちに改善又は他の実施手法を検討する必要がある。							
受益者満足度			B	B	B	市民意見 A:0 B:1 C:0 D:0 E:0 評価委員 A:1 B:3 C:1 D:0 E:0		
詳細								
A	受益者(利用者)は、十分に満足している。							
B	受益者(利用者)は、おおむね満足している。							
C	どちらともいえない。							
D	受益者(利用者)は、どちらかといえば不満がある。							
E	受益者(利用者)に、不満(利用者からの改善要望)がある。							
市民(納税者)納得度			E	D	D	市民意見 A:2 B:1 C:2 D:7 E:1 評価委員 A:0 B:0 C:0 D:1 E:4		
※コスト・効率性・受益者負担・サービス過大の視点から、受益者以外の市民が納得しうる事業であるかを分析すること。								
詳細								
A	受益者以外の納税者も十分納得できる事業である。							
B	住民ニーズに適合し、かつ、コスト・効率性・受益者負担・サービス内容の見直しを検討する余地がない。							
C	どちらともいえない。							
D	コスト・効率性・受益者負担・サービス内容の見直しを検討する余地はあるが、住民ニーズに適合した事業である。							
E	受益者以外の納税者には納得が得られない内容である。							
代替性			D		C	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:0 B:0 C:2 D:0 E:3		
詳細								
A	国・県の法令又は市の条例(規則等を除く。)により市が直接実施することが義務付けられている。							
B	収益性や技術面の観点から民間で実施することが難しく、かつ、公共性が著しく高い。							
C	協働(委託を含む。)を模索する余地がない。(既に協働済みを含む。)又は、収益性等から民間で実施することが難しい。							
D	民間での実施も可能であるが、市が関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある。							
E	市以外の主体が実施又は市以外の主体と協働することが適当である。							
まちづくり基本条例			C		C	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:0 B:0 C:4 D:0 E:1		
詳細								
※まちづくりの基本原則「参画の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」、「人権尊重の原則」、「男女協働参画の原則」								
詳細欄には、基本条例の基本原則に沿っていない項目とその理由(例:男女協働参画の原則 女性の意見が反映されていない)を記入								
A	まちづくりの基本原則 5つすべての原則に沿った事業である。または、基本条例を具現化する事業である。							
B	まちづくり基本条例の趣旨に沿った事業である。							
C	どちらともいえない(内部事務事業など)							
D	まちづくり基本条例の趣旨に沿っていない部分がある。							
E	まちづくりの基本原則に沿っていない事項がある。							
最終分析 現在の	必要性	E	この事業を終了しても市民生活に、支障は生じない。又は必要が極めて薄い事業である。					
	認知度	C	事業対象者以外の市民が詳しい内容は認知されていないが、制度があることは認知している。					
	有効性	D	時勢の変化により、有効性が薄れてきている。又は他の実施手法を含め検討する必要がある。					
	受益者満足度	B	受益者(利用者)は、おおむね満足している。					
	納税者納得度	E	受益者以外の納税者には納得が得られない内容である。					
	代替性	D	民間での実施も可能であるが、市が関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある。					
	まちづくり基本条例	C	どちらともいえない(内部事務事業など)					

事務事業名	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	担当課	環境政策課 下元 優			
評価シート						
担当課評価		事業のあり方を検討		➡ 廃止を含め検討		
評価 詳細						
理由	本制度は、平成27年3月31日を以って失効予定であるが、早期の終了も視野に入れ検討を行いたい。					
市民意見(プラモニ)		※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニ全体の意見としての評価はありません。)				
意見数集計	現行どおり 2	拡充して実施 2	事業縮小 2	事業廃止 6	事業見直し 1	協働を模索
主な 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原発の危険性を考えるとき一時でも早く脱原発に近づけるためにも必要 ・ 制度が無くとも、買取、減価償却も出来る段階にきている。 ・ 太陽光パネルの単価が安価になってきている為、見直しが必要 ・ 環境面があるが、したくてもできない人も負担するのはおかしい。金持ち優遇制度。買い取り価格も高く廃止してもいいのでは。 ・ 太陽光パネルの単価が安くなり、補助する必要性が薄れてきているのではないかな？ ・ 担当課の評価通り。早期終了を望みます。 					
外部評価委員会		事業廃止		➡		
※外部評価は、各委員の評価をまとめて、最終的に委員会の評価として総括したものであり、最も多い評価とするものではありません。						
意見数集計	現行どおり	拡充して実施	事業縮小	事業廃止 5	事業見直し	協働を模索
総括 意見	事業廃止の結論とする。					
主な 意見	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然エネルギーの利用促進という国の政策のもとにスタートした事業であり、国庫補助が終了すれば当然に廃止する事業である。市が単独予算で実施すべき事業とは思われない。 ・ 自然エネルギーの利用促進は大切だと思うが、庄原市による補助金交付よりマクロ視点からの国レベルの施策ではないか。 ・ 世の中の状況を考慮しても特段の必要性を見いだせない。即時廃止しても市民生活に問題は生じない。 ・ 普及したのかという疑問を感じるが、設置目的が制度優先ではないように思う。個々の意識の中での選択であり、制度もあるから使わせてもらうという人達も多いと聞く。 ・ 一部の個人の利益となる補助金制度と思うので、そのような制度(補助金)から減らしていく必要があると思う。早期の終了でよい事業だと感じる。 				
最終方針		事業終了		➡		
方針 内容	平成27年3月31日を以って事業終了とする。					